

# よくある質問と回答

## 予防関係

**Q 消防署で消火器の交換や廃棄をしてもらえますか。**

A 消防署では消火器の引き取りを行っていないため、古くなった消火器の交換や廃棄をすることができません。  
最寄りの防災用品を取り扱っている店舗、または杉並区で発行している「防災用品あっせんのご案内」や、東京防災救急協会ホームページの「消防用設備等点検済表示制度一表示登録事業者名簿(<https://www.tokyo-bousai.or.jp/mark05/>)」をご覧の上お問い合わせください。

**Q 消防署から業者に消火器の販売や廃棄を依頼することはありますか。**

A 消防署から特定の業者に対して、消火器の販売や廃棄を依頼することはありません。

**Q 住んでいるマンションの階段や廊下に自転車等の物が置いてあって避難障害になっているので対応してほしいです。**

A 情報のご提供ありがとうございます。現地確認を行いますので、お手数ですが荻窪消防署予防課査察係（代表電話03-3395-0119・内線550）までご連絡ください。

## 住宅用火災警報器関係

**Q 消防署から住宅用火災警報器の設置や交換を業者に依頼することはありますか。**

A 消防署から業者に対して住宅用火災警報器の設置や交換を依頼することはありません。

## 焚火・野焼き関係

**Q 焚火や野焼きはしても良いのですか。**

A 東京都環境確保条例や杉並区ダイオキシン類発生抑制に関する条例により、廃棄物の焼却は禁止されています。  
例外などの詳細な情報は、杉並区のホームページ「よくある質問と回答ー健康・医療・衛生ー公害対策(<https://www.city.suginami.tokyo.jp/faq/kenko/kougai/index.html>)」をご確認ください。

**Q 自宅の庭や近所の公園で花火をしても問題はありませんか。**

A 自宅の庭などの私有地で花火をするのに問題はありませんが、多量の煙が出ることが想定される場合は事前の届け出が必要ですので消防署にご相談ください。

## 消防活動関係

**Q 近所の人に迷惑が掛かるので、119番通報しても消防車のサイレンを鳴らさずに来てほしいです。**

A 道路交通法上、緊急車両はサイレンの吹鳴が義務付けられています。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

参考：緊急自動車の要件（道路交通法第39条第1項、道路交通法施行令第13条、第14条）から抜粋

緊急自動車は、公安委員会の指定を受けた車両で、緊急の用務のため運転するときは、サイレンを鳴らし、かつ、赤色の蛍光灯をつけなければならない、とされています。

**Q 災害時に救助が必要な人は何人ですか、という問い合わせがあったのですが、消防署から家族構成を聞かれることはありますか。**

A 消防署から家族構成を聞くことはありません。心配な場合は、最寄りの警察署に相談してください。